

社会福祉法人ナオミの会 ナオミ保育園分園ぶどうの木における  
不適切保育に関する検証報告書（概要版）

2023年10月

社会福祉法人ナオミの会  
ナオミ保育園分園ぶどうの木における  
不適切保育に関する第三者検証委員会

## 1. 検証の目的

本第三者検証委員会は、社会福祉法人ナオミの会が設置運営するナオミ保育園分園ぶどうの木において、2022年度に発生した不適切保育（虐待）に関して、2022年12月に世田谷区が実施した立入調査及び文書指導並びにこれを受けて社会福祉法人ナオミの会が実施した調査及び報告について、①第三者の目で検証すること、及び、②保護者から追加的に確認を求められた事項について確認すること、③これを踏まえて再発防止策を提言することを目的に、法人の依頼により設置された。

## 2. 事案の概要

本事案は、2022年度4月から11月にかけて、当園の幼児クラスにおいて、A保育士による不適切保育（虐待）が行われていたところ、当園の職員らがこれを不適切と認識して止めることができず、11月には当園職員らに対して保護者たちから申し出がなされたにもかかわらず、不適切保育（虐待）との認識を持たず、法人本部及び世田谷区に訴えがなされるまで放置された事案である。

## 3. 事実経過

- ・2022年4月から11月

当園の幼児クラスにおいて、A保育士による不適切保育（虐待）が行われていた。

- ・2022年11月

当園職員らに対して保護者たちから申し出がなされた。

- ・2022年12月12日、13日

世田谷区保育部は、当園に立入調査を実施し、区職員が園の状況の確認と、出勤している全職員に対して聞き取り調査を実施した。

- ・2022年12月15日

法人本部事務局長らは、職員全員から聞き取り調査を実施し、その結果、当園において不適切保育（虐待）にあたる行為があったことを確認した。

- ・2022年12月20日

緊急保護者説明会を開催した。保護者説明会では、保護者らから保育参観で目撃した不適切保育（虐待）についての指摘があり、法人の対応についての疑問が呈された。

- ・2022年12月23日

法人本部は、不適切保育（虐待）についてのアンケート調査の依頼を発出するとともに、希望者に面接調査を行うことを表明した。

- ・2023年1月6日～17日

法人本部は合計11世帯の保護者と面接を行い、聞き取り調査を行った。

・ 2023年2月1日

法人本部は、2023年2月1日付で、調査報告を発出した。

・ 2023年2月3日～17日

法人本部は、2023年2月1日付け調査報告の内容を、2月3日から17日にかけて、各クラスに対して説明会を開催して報告したが、保護者から必ずしも理解が得られなかったため、本検証委員会を設置することとした。

#### 4. 不適切保育（虐待）の内容

2022年4月以降、A保育士から幼児クラスの子どもたちに対する以下のような不適切な保育（虐待）が行われた。直接的な対象となった子どもも複数人にわたるとともに、他の園児に対する厳しい叱責を目の前で見せられていた子どもたちも、その空間から逃れることはできず、精神的な虐待を受けていたと評価すべきである。

[不適切保育の内容]

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴なかかわり

#### 5. 本事案から明らかとなった問題点及び課題

##### (1) 保育理念・保育目標・保育方針の共有

分園における理念・目標・方針が浸透していなかった。本件不適切保育を中心的に行っていたA保育士を分園長が不適切であると評価せず、むしろ「良い保育をしている」と黙認していた。

##### (2) 職員体制

縦割り異年齢クラスは、3人以上の担任を置くことが望ましいが、実質正職員2名体制で回さざるをえなかった。

##### (3) 異年齢保育・縦割り保育

発達段階の異なる3年齢について、年齢特有の活動の時間を確保する工夫よりも、少ない保育士の人数で、一斉に動かす保育が行われていた。

##### (4) 職員集団作り

職員同士で保育の仕方について、気になる点を話し合う雰囲気が損なわれていた。

##### (5) 子どもの人権・尊厳及び不適切保育に対する認識

子どもの人権・尊厳及び不適切保育に対する感覚が鈍麻していた。

##### (6) 保育環境づくり

保育室に出ている玩具が少なく、子どもが自ら遊びたい玩具や遊びに手を

伸ばせる環境にはなっていなかった。

(7) 応答的関わり

A保育士は、集団をまとめるために、細かくルールを定めて、子どもたちに徹底していた。

(8) 「素晴らしい保育をしている」との自負

(9) 保護者からの指摘を共有しない体制

(10) 不適切保育に対する感覚の鈍麻、組織的な問題

責任逃れの初動対応があった。

(11) 保護者とのコミュニケーション

保護者の申し入れや意見に真摯に向き合わなかった。

(12) 法人と保育現場との関係

採用育成について法人本部は役割を果たしていなかった。

## 6. 提言

指摘した問題点及び課題を解決するため、以下、提言する。

(1) 法人の改革

法人（理事会）と保育現場との間に、情報共有面でも、当事者意識の面でも乖離が見られること、本来、法人が責任を負うべきことが現場任せになっていることから、これらを改善する手段として、以下、提言する。

① 意識改革

- ・子どもの人権・尊厳を中心に据えた理念・目標・方針の策定・共有
- ・伝統を守りつつ、進取の気鋭を
- ・保育現場の事業計画と予算の策定・執行の連動を

② 法人理事会の構成メンバーの見直し—各施設の施設長

③ 法人と各園、本園と分園との関係の見直し—責任と権限の明確化

④ 職員から園長、法人本部への相談窓口の設置

⑤ 職員採用条件・雇用条件の見直し

⑥ 職員の育成プログラムの策定

⑦ 保護者（施設利用者）からの相談窓口の設置

(2) こどもに対する関わり

当園における不適切保育（虐待）についての感覚の鈍麻は、当該保育士個人の問題とは言えず、黙認していたという意味では園全体に感覚の鈍麻が広がっていたことに鑑み、職員全員の資質向上、不適切保育（虐待）に繋がる子どもの反応を生みにくい保育環境、保育内容づくりについて、以下、提言する。

① 職員の資質向上—子どもの人権・尊厳に関する意識向上

- ② 保育環境づくり
- ③ 応答的関わり
- ④ 幼児の異年齢保育の見直し
- ⑤ 職員に対する支援

(3) 園運営について

当園が分園であることから、園長の目が届かず、分園長が実際には園長のような地位にあるものの、分園長は園長としての養成（マネジメント研修とともに保育の新しい考え方を学べる研修等）を受けているわけではない中で、今回の不適切保育（虐待）が放置されたことに鑑み、分園の運営自体を見直す観点から、以下、提言する。

- ① 本園園長と分園長の責任の明確化
- ② 管理職（園長・分園長）が現場を把握すること
- ③ 職員のコミュニケーションの向上
- ④ 職員会議等の活性化
- ⑤ 保護者からの声を共有する仕組みづくり
- ⑥ 保護者の声を聞く仕組みづくり
- ⑦ 保育の見直しや不適切保育の再発防止に向けた取組みのモニタリング

おわりに

不適切保育とは、大人の子どもへのかかわりにおいて、子どもの人権・尊厳を尊重しない関わり全般を含むものであり、必ずしも犯罪や違法行為に限定するものではないが、日本国憲法、児童福祉法、子どもの権利条約などで保障された子どもの人権や尊厳、最善の利益を損なうかかわり全般をいう、との認識のもと、本園における不適切保育の事実関係、その原因を検証し、提言を行った。

要旨、① 一部の特定の保育士による不適切な行為、② 特に A 保育士が不適切保育に至った原因として A 保育士の過負担と孤立、③ それを黙認していた分園の状況、④ 保育の内容について、保育環境の不備や応答的関わりの不足、⑤ 保護者からの指摘に適切に対応できなかった法人の体制の不備、⑥ 法人・現場を通じての職員の人権感覚の鈍麻・欠如、⑦ 法人と園、本園と分園、分園内部それぞれにおけるコミュニケーション不全などを指摘した。

本園における不適切保育は、直接的には一部の特定の保育士による行為ではあったものの、単に特定の保育士個人の問題とは言えない、組織としての体制の問題と本法人及びナオミ保育園全体にひろがる人権意識の鈍麻・欠如が見られた。

この問題状況を改善するために、本検証委員会の委員、弁護士、学識経験者、私立保育園園長、保護者代表が、それぞれの知見を持ち寄り、組織体制全般にわたる提言を

行った。

中国に「温故知新」という言葉がある。「故（ふる）きを温（たず）ねて新しきを知る」すなわち、過去の事実を研究し、そこから新しい知識や見解をひらくことを意味する。

「いちばん小さなもの（弱いもの）のために尽くすことを保育理念とし、子どもを慈しむ保育を実践してきたナオミ保育園の伝統に、不適切保育という本来あるべきではない事象がきっかけにはなったものの、この機会に真に子どもを中心とした、子どもの尊厳を守り、子どもの最善の利益を実現する保育施設に脱皮する機会とされることを願ってやまない。本検証報告書が一助となれば幸いである。

2023年10月17日

第三者検証委員会

委員長 寺 町 東 子